

掛金引上げ1年猶予の弾力化措置等 (厚年基金対象、通知改正)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考にDB年金のお客様にも送付させていただきます。

ポイント

標記については意見募集が行われておりました¹が、今般通知改正²が実施されると共に照会事項に対する行政回答がありましたのでご案内致します。(下線部が今回明らかになった点)

➤ 対象基金(以下の または)

H19年度決算で特別掛金または特例掛金(標準掛金は対象外)の引上げが必要な基金

H20.3.31 ~ H21.3.30までを基準日とする財政計算で特別掛金または特例掛金(標準掛金は対象外)の引上げが必要となる基金

➤ 規約変更

平成22年4月からの具体的な掛金率(額)を記載し、平成21年4月1日までに規約変更すること

➤ 回復計画上の最低責任準備金付利率

以下のいずれか小さいほう以上であること

利用可能な本体運用の直近過去3年の実績平均(当該平均がゼロを下回る場合は実績に基づき合理的に見込まれる率)

本体の運用の見通し

1 年金ニュースNo.113でご案内済み

2 「厚生年金基金の財政運営についての一部改正等について(平成20年8月4日 年発第0804001号)」

【条件】

以下の条件を満たせば、平成21年4月からの掛金引上げを1年猶予することが可能

正確には、H20.3.31～H21.3.30を基準日とする財政計算の掛金引上げをH22.4.1まで猶予可能

- 平成21年4月1日までに掛金引上げにかかる規約変更を行なうこと
- 掛金(特別掛金、特例掛金)の引上げは平成22年4月1日までに行なうこと
- 「資産 < 最低責任準備金 × 105%」の場合の(最低責任準備金 × 105%までの)回復計画に係る掛金は平成21年4月1日までに引き上げること

【対象】

以下に該当する基金であって、通常の掛金(特別掛金、特例掛金)変更を行なうことが困難な場合

平成19年度財政検証結果による掛金引上げ

財政再計算や、20%変動等、以外の理由による平成20年3月31日から平成21年3月30日までを基準日とする財政計算

実際には、例えばH21.2末を基準日とする財政計算により規約変更をH21.4.1までに行うことは困難と思われる

【留意点】

- 今回限りの特例措置
- 今年の運用環境が好転しない限り単なる負担の先送りに過ぎず、先送りした1年分の掛金と利息分だけ再来年からの掛金率が更に増加してしまう
- 掛金(特別掛金、特例掛金)の引上げは平成22年4月1日迄でよいが、平成21年4月1日までに掛金(特別掛金、特例掛金)引き上げ時期と引き上げ幅を規約に明記しなければならない
標準掛金は通常通りの対応が必要

変更前の利率の下限がマイナスになることが予想されるため、見直された

【変更前】

回復計画における最低責任準備金の将来の付利率は以下のいずれか小さいほう以上であること

利用可能な本体運用の直近実績

本体の運用の見通し

【変更後】

回復計画における最低責任準備金の将来の付利率は以下のいずれか小さいほう以上であること

利用可能な本体運用の直近過去3年の実績平均(ゼロを下回る場合は実績に基づき合理的に見込まれる率)

本体の運用の見通し

[過去3年平均]

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
運用実績	2.73%	6.82%	3.10%	3.5%			
3年平均			4.22%	2.14%			
基金適用付利率					3.1%(確定)	3.5%	2.14%

[見通し]

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
運用見込み					3.00%	3.20%	3.20%
基金適用付利率					3.1%(確定)	3.5%	3.00%

[下限]

年度	16	17	18	19	20	21	22以降
基金適用付利率下限					3.1%(確定)	3.5%	2.14%

推計値

【留意点】

- 本件19年度決算から適用されるが、19年度の本体利回り(推計値 3.5%)が明らかになるのは例年通りだと12月頃のため、決算報告時の回復計画には織り込めず、回復計画の再作成時に反映が可能となる
- 仮に19年度の本体利回りが 3.5%だとすると、17~19年度の3年平均は2.14%となり、将来の付利率として2.14%を適用することが可能となる
- 回復計画における資産利回りは予定利率と仮定することが可能であり、予定利率と2.14%の差の累積分だけ回復しやすい回復計画の策定が可能となる
- 掛金引上げ1年猶予の条件とされる最低責任準備金に対する回復計画も、同様に回復しやすい計画の策定が可能

以上